



政策研究会

清水

宏
議員

▼市議、市職員の税金滞納について

Q 現時点での税金滞納の有無、人数、総額はどうかっているのか。

A これまでの答弁のとおり、滞納の有無については個人情報関係があるので、公表は差し控えたい。

▼眉山トンネルと市民署名活動について

Q 眉山トンネル工事をしても湧水が安全な理由は何か。また、安全だと言っている人は誰なのか。

A これまでのボーリング調査の結果、地下水の位置は、トンネルより二十五メートル以上下方にあるとわかっている。また、トンネルを掘っている場所が水の浸透性があるれきまじりの地層で、降った雨水はトンネルを迂回して下に浸透していくので、トンネル工事による地下水への影響はないと判断している。この調査は長崎県と雲仙復興事務所でも行っており、本市も独自に既存のボーリングのデータ等を再度調査し、

影響はないと判断している。また、島原の地質等では一番頼りにしている太田先生にも意見を聞き、地下水には全く影響はないという話をいただいている。

Q トンネル工事は地質の割れ目、みずみちをふさぐおそれがある。眉山は非常にナイプな山なので、非常に危険であるという説もあるがどうか。

A 何力所もボーリング調査は行っており、みずみちのような地層は出ていない。そういう場所があるとすれば、既に、大雨時に下方から水が湧き出すという現象があると思うが、調査の結果、そういう現象は確認されていない。

Q 賛成、反対の両論が一緒に聞けるような市民集会みたいなものをする考えはないか。

A 安全性等を確認した上で、いろいろ広報してきたが、それでもまだ理解していただいていない方がいることについては、反省すべき点だと思っている。今後さらに理解いただけるような対応を考えていきたい。

【その他の質問項目】

◇インフルエンザ対策について

◇島原市の情報公開

委員会活動

12月10日の本会議で付託された議案について、総務委員会（12月11日）、教育厚生委員会（12月15日）、予算審査特別委員会（12月17日）を開き審査しましたので、概要をお知らせします。

また、開会中及び閉会中に開催した特別委員会の審議経過について、ご報告します。

総務委員会

付託された議案二件を審査しました。

○第七十四号議案 島原市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児短時間勤務制度を導入し、部分休業の対象となる子の範囲を拡大するとともに、国家公務員の勤務時間改定に準じ、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

〔質疑〕育児休業、育児短時間勤務、部分休業をそれぞれ取得した場合、職務復帰後における給与の調整について、取り扱いの違いはあるのか。

〔答弁〕育児休業をした場合は、これまでには育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を勤務したものとみなしていたが、今回の改正で百分の百以下の換算により取得して得た期間を勤務したものとみなすこととなる。育児短時間勤務、部分休業については、在職している者と同じ取り扱いである。

このほか、育児休業の取得実績、育児短時間勤務の期間、勤務時間の十五分短縮、時間外勤務手当の総額等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第七十八号議案 島原市基本構想について

地方自治法第二条第四項の規定により、本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、議会の議決を経て、島原市基本構想を定めるもの。

〔質疑〕本基本構想を作成するに当たり十年を目途にということであるが、その根拠は何か。また、この基本構想を定めることの意味は何か。

〔答弁〕何年という規定はない。基本構想は、その都市のまちづくり、将来的な理想像を定めて、それに向かって行政を進めていくという意味の方針、指針的なものであり、市が進める各種個別事業計画の最上位計画という位置づけで、市政全体を進めていくための基本構想である。

このほか、市勢振興計画審議会と懇話会の違い、国の事業仕分けにおける地域インフラネット整備事業、前回と今回の基本構想の変更点等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。



教育厚生委員会

付託された議案三件を審査しました。

○第七十五号議案 財産の無償譲渡について

浦田保育園の建物を無償で譲渡するため、地方自治法第九十六条第一項第六号の規定により、議会の議決を経ようとするもの。

〔質疑〕譲渡する建物の評価額及び土地の賃借料、耐震化の問題はどうなっているのか。

〔答弁〕建物の評価額は、四百九十五万三千五百九十五円、土地の賃借料が百三万三千四百九十九円となっている。耐震については、現在耐震診断中で、来年三月に結果が出る。診断のみ市で行い、耐震工事が必要であれば、三年を目途に工事を行うという返事を事業者からいただいたので、それに沿って覚書を交わす。

このほか、移譲後の保育のあり方、耐震調査の必要性、耐震に関しての行政指導等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第七十六号議案 公の施設の指定管理者の指定について

有明文化会館及び有明資料館の管理を島

原教育文化振興事業団に行わせるため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を経て、指定管理者を指定しようとするもの。

〔質疑〕指定管理の効果や運営の仕方を検証する必要があるのではないか。

〔答弁〕財政的な効果はあったが、住民サービスや市民のニーズにどう応えるかという部分は、まだまだ検討しながらいい方向に進めていく必要があると思う。

このほか、指定管理者の事業内容、指定期間、事業者選定、教育文化振興事業団の自主事業、事業団の理事会の構成等について質疑がなされました。

また、指定期間について「現在の教育文化振興事業団では市民の立場に立ったサービスが行われていない。指定期間を短くして、委員会が出た意見を取り入れ、体質が本当に変わるのか見るべき」との意見が出され、委員から修正案が提出されました。

修正案の内容は、指定期間を五年から三年に改めるため、指定期間の終期を平成二十七年三月三十一日から平成二十五年三月三十一日に修正しようとするもの。

採決では、まず修正案について採決した結果、修正案を妥当と認め可決することに決定しました。次に、修正可決した部分を除く原案について採決した結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第七十七号議案 公の施設の指定管理者の指定について

島原市有明プールの管理を株式会社しまばらウエルネッサンスに行わせるため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を経て、指定管理者を指定しようとするもの。

〔質疑〕指定管理者となつて一年でどれくらいの利益が出たのか。また、人件費はどう変わったのか。

〔答弁〕二十年度が二万八千五百九十七円の黒字となっている。人件費は、直営の十八年度が約一千万円かかっていたが、指定管理になってからは、約六百万円である。

このほか、指定管理者制度導入後の使用料収入、休館の場合の補償等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。



▲有明文化会館

予算審査特別委員会

付託された議案一件を審査しました。

○第七十九号議案 平成二十一年度島原市一般会計補正予算（第七号）

五億四千八百八十二万円を追加し、予算の総額を二百八億七千四百五十四万四千円とする。

〔質疑〕防災施設事業の全国瞬時警報システム受信設備については、全国的に義務づけられたものなのか。また、どういう形で市民に情報を伝えるシステムなのか。

〔答弁〕国の経済危機対策により整備を計画しているもので、気象庁で覚知した各種気象情報等、また内閣官房が覚知した弾道ミサイル情報等を、消防庁が衛生通信を利用し、各自治体に送信する形になっている。その受信した情報を、瞬時に、かつ自動的に防災行政無線を通して市民に知らせるシステムである。

〔質疑〕島原城・武家屋敷城下町風情創出事業について、侍や町人姿の案内人を配置することだが、観光ボランティアガイドとの関係はどうなるのか。

〔答弁〕案内人についてはハローワークを通じて求人し、申し込みをされた方の中から採用することになるので、実際

歴史に精通した方を採用することは難しいと認識している。二十一年度事業で期間が三カ月しかなく、研修等も長くはできないので、往時の風情を醸し出すことをメインに、概略的な説明はできるかもしれないが、詳しい説明は観光ボランティアガイドの方をお願いしたいと考えている。

このほか、四明荘の用地費及び家屋購入費、農林水産業費の調査業務委託料、肉用牛増頭推進プロジェクト事業費補助金、エコフイード活用促進事業費補助金、文化が香るまちなか創出事業、百花台公園の公園整備事業費負担金等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

決算審査特別委員会

○第六十号議案 平成二十年度島原市一般会計歳入歳出決算

九月定例会で閉会中の継続審査として決算審査特別委員会に付託されていた第六十号議案について、十一月九日、十日の二日間にわたり審査を行いました。

歳入決算額は百八十八億七千五百七十六万八千四百五十五円で、一般財源が七十一・一％、特定財源が二十九・九％の割合となっています。また、自主財源と依存財源で見

ると、自主財源が三十四・六％、依存財源が六十五・四％となっています。

歳出決算額は百八十四億八千八百五十六万八千五百三十五円で、性質別では消費的経費が六十三・八％、投資的経費が九・七％、その他の経費が二十六・五％となっています。

〔質疑〕二千七百五十万円の負担金を支出して開催された学生駅伝について、大会の実行委員会から企画運営を委託された会社が業者へ未払いのまま破綻したとの記事が新聞等で報じられたが、この事実を市が最初に確認したのはいつか。また、市はどういう対応をとったのか。

〔答弁〕ことしの四月、ホテル関係者の方から宿泊代の支払いがまだ済んでいないという話を聞いた。このため、早速四月六日、企画運営を委託した福岡のスポーツイベント会社に直接出向き、業者への支払いをお願いした。その際は、駅伝関係の経費については、五月までには何とかするという話を受けていた。

〔質疑〕身体障害者相談員設置費委託料、知的障害者相談員設置費委託料、相談支援事業委託料のそれぞれの内容について。

〔答弁〕身体障害者相談員設置費委託料は六名分、知的障害者相談員設置費委託

料は三名分の委託料で、業務内容は障害者からの相談に応じて必要な指導、助言を行うものであり、相談件数は合わせて八百五十五件である。相談支援事業委託料は、障害福祉に関する問題に対して、本人や家族からの相談に応じて必要な情報の提供、助言、関係機関への連絡調整を行う業務を、高城病院のつばさと、手をつなぐ育成会ネットワークセンターひかりの二カ所の事業所に委託しており、合計の相談件数が二千三百十三件である。

〔質疑〕しまばら温泉不知火まつり振興会補助金について、昨年から市中パレードのコースを変更しているが、今回参加してみても、観客が少なくパレードにも覇気がないと感じた。何が足りないと思うのか。また、どういう検討をしているのか。

〔答弁〕踊り場から踊り場の間、特に島原城の東側にはほとんど観客がいない状況であった。踊りについては、踊り場ではなく踊らないということがあったので、前に進むような踊り方ができないのか。また、山車を進めながらとまっただで踊るグループがあり、山車がとまっただけで踊るために、前に進むスピード感が足りなかったと実感している。何とか若い人を集めるために、青年会議所、商工会議所青年部と一緒に企画を

このほか、市広報紙の印刷製本費、地域活動支援センター事業委託料、県央県南広域環境組合運営費負担金、トラフグの中間育成関係経費、島原道路眉山トンネル、適応指導教室相談員等についての質疑がなされ、採決の結果、認定することに決定しました。



刷新会議が始動!!

今後の会議の内容につきましては、随時、議会だよりで報告いたします。

則金勉子應明樹匠正忠光德
忠守 美昌幽秀 博邦俊一
川浦田井坂藤多本下尾内田
中北林酒松安本松山永島島
◎◎

島原市議会のホームページアドレスは <http://www.city.shimabara.lg.jp/gikai/>
ケーブルテレビジョン島原のホームページアドレスは <http://www.shimabara.jp/>